

三条市防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が設置する防犯カメラの適正な設置、管理及び運用について必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な生活を確保するとともに、防犯カメラにより撮影される者の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 犯罪を防止することを目的として道路、公園又は広場に市が設置する機器であって、画像を撮影し、記録する機能を有する録画装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう。

(2) 画像 防犯カメラにより撮影し、記録したものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、防犯カメラの設置、管理及び運用に際し、法令及び条例（以下「法令等」という。）を遵守し、防犯カメラにより撮影される者の権利利益を侵害することがないよう努めなければならない。

(設置)

第4条 市は、市内に防犯カメラを設置するものとする。

2 市は、防犯カメラの設置に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 撮影の対象とする範囲は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要最小限の範囲とすること。

(2) 防犯カメラを設置する場所に、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(稼働時間)

第5条 防犯カメラは、常時稼働するものとする。ただし、防犯カメラの点検その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(管理責任者等)

第6条 市は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、設置する防犯カメラごとに防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、設置する防犯カメラの管理を所管する課長等をもって充てる。

3 管理責任者は、防犯カメラ及び画像の取扱いを行う担当者（以下「取扱担当者」という。）を定めるものとする。

4 管理責任者は、管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）以外の者が防犯カメラ及び画像の取扱いに係る業務に従事することのないよう、操作や閲覧に制限を設けるなど適切な措置を講じなければならない。

5 管理責任者等は、画像から知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(画像の取扱い)

第7条 管理責任者等は、画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の画像の安全管理のため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像を複製してはならない。ただし、防犯カメラの設置目的を達成するために管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 画像を加工してはならない。ただし、法令等に基づき第三者に画像を提供する場合において、当該画像に写り込む者の権利利益の保護に支障が生じると管理責任者が認めるときは、その提供目的を妨げない範囲で加工を行うことができる。
- (3) 画像の保存期間は、14日以内とする。ただし、防犯カメラの設置目的を達成するために管理責任者が必要と認める場合は、14日を超えて保存期間を定めることができる。
- (4) 保存期間が経過した画像は、確実な方法で速やかに消去しなければならない。
- (5) 管理責任者等は、画像の記録された電磁的記録媒体を施錠等により防護された場所に保管しなければならない。
- (6) 管理責任者は、電磁的記録媒体からの画像の取出しに際しパスワードを求めよう設定するなど適切な措置を講じなければならない。
- (7) 取扱担当者は、管理責任者の許可なく電磁的記録媒体を持ち出してはならない。
- (8) 電磁的記録媒体を廃棄する場合は、画像が漏えいしないよう破碎、裁断等確実な方法で行わなければならない。

(画像の利用及び提供の制限)

第8条 市は、法令等に基づく場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 2 法令等に基づき画像の提供を受けようとする者は、画像の取出しに要する費用を負担しなければならない。ただし、管理責任者が特に認める場合は、この限りでない。

(保守点検及び廃止)

第9条 市は、防犯カメラの機能を維持するため、定期的に保守点検を行うものとする。

- 2 市は、防犯カメラの運用を廃止するときは、速やかに防犯カメラ及び第4条第2項第2号の表示を撤去しなければならない。

(事故等への対応)

第10条 市は、画像の漏えい、滅失、毀損その他の事故があったときは、速やかに適切な措置を講じ、解決を図らなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。